PART3 基本的人権

Chapter1　平等権と自由権

目標
あえて平等でない制度がある場合について理解しよう。
自由権について，制限がある場合を理解しよう。

1　平等権

①〔　　　　　　〕は**「法の下の平等」**（第 14 条）として徹底

A　**人種，信条，性別，社会的身分**または〔　　　　　〕による差別の禁止

B　華族などの貴族制度の禁止と栄典の授与による特権の禁止

C　**両性の本質的平等**

D　参政権の平等〔選挙における平等〕

E　〔　　　　　〕**の機会均等**

②現実の問題

同和〔部落差別〕・女性・障害者・アイヌ・在日外国人・性的マイノリティ（ＬＧＢＴＱ＋など）への差別や偏見が問題化している。

ＬＧＢＴＱ＋運動

③対策

同和対策審議会答申，男女雇用機会均等法・男女共同参画社会基本法，ＤＶ防止法，**障害者基本法**・障害者差別解消法，**アイヌ民族支援法**〔アイヌ新法〕，ヘイトスピーチ〔差別扇動表現〕解消法などの制定が進む。

※形式的平等ではなく実質的平等を確保するため，優遇措置や**ポジティブ＝アクション**〔積極的差別是正措置〕，**選択的夫婦別姓**などを認めるべき，という議論もある。

2 自由権

①〔　　　　　　〕は「**国家からの自由**」→**市民革命**の中で歴史的に最も早く実現した権利

②〔　　　　〕**の自由**→「個人の内面のあり方」が他者から強制・干渉されない

A　**思想・良心の自由**

B　〔　　　　〕**の自由**・国の宗教活動の禁止

※日本では〔　　　　　　　　〕**の原則**と一体の関係にある。

C　**集会・結社・言論・出版**その他一切の〔　　　　〕**の自由**

D　政治的自由，**検閲**の禁止，通信の秘密の不可侵

E　**学問の自由**

靖国神社公式参拝

③**身体〔人身〕の自由**→本人の意思に反しまたは不当に身体的な拘束を受けない

A　奴隷的拘束および苦役からの自由

B　**適正〔法定〕手続きの保障**→それでも無実の罪である〔　　　　〕事件は絶えない

C　**罪刑法定主義**→**再審**が話題となっている

D　現行犯以外の逮捕・住居侵入・捜索・押収に対する保障→**令状主義**

E　抑留・拘禁の要件・不法拘禁に対する保障

F　住居の不可侵

G　拷問および**残虐刑**の禁止→日本には死刑制度が存在

H　刑事被告人の諸権利→公平・迅速な公開裁判を受ける権利・**弁護人依頼権**

※「**疑わしきは被告人の利益に**」を原則とするが，被害者やその家族の権利も拡充が図られている（犯罪被害者等基本法の制定や**被害者参加制度**など）。

I　自己に不利益な供述の不強要→**黙秘権**・証拠主義

J　**遡及処罰の禁止**，**一事不再理の原則**，二重処罰の禁止

④〔　　　　〕**の自由**→「**公共の福祉**」による制限を受ける場合がある

A　**居住・移転の自由**

B　〔　　　　〕**選択の自由**（営業の自由・経済的競争の自由を含む）

C　外国移住および国籍離脱の自由

D　**財産権の保障〔不可侵〕**

E　契約自由の原則

まとめ
実質的平等のため，あえて優遇措置を講じることがある。
経済の自由は，「公共の福祉」の立場から制限を受ける場合がある。

Chapter2　社会権

目標
自由権と比較したときの，社会権の特徴を理解しよう。
生存権とは何か，憲法第25条の言葉とともに理解しよう。

1　社会権とは？

〔　　　　　　〕は，「**国家による自由**」で，人間らしい生活を保障する施策を国に要求する権利。1919年，**ドイツ**の〔　　　　　　　　　〕**憲法〔ドイツ共和国憲法〕**で掲げられたことが有名。

※資本主義の発達過程において，不況・恐慌や失業・貧困・階級対立など，個人の努力では解決不可能な経済的・社会的不平等の増大に対応して，**20 世紀**に主張されるようになった。

2　社会権の具体例

①〔　　　　　　〕（**第 25 条**）

「**健康で文化的な最低限度の生活**」を営む権利。自然人のみに認められ法人には認められない。

子ども食堂

※〔　　　　〕**訴訟**（合憲，1967年）や**堀木訴訟**（合憲，1982年）における〔　　　　　　　　　　　　〕**説**と**法的権利説**（＝抽象的権利説と具体的権利説）の対峙。

※これらの訴訟を通じて生活保護・児童福祉行政は改善されていった。

②〔　　　　〕**を受ける権利**（第 26 条）

すべての国民に，能力に応じて等しく教育を受ける権利を保障（＝**教育の機会均等**）。その実現のため，**義務教育を**〔　　　　〕とすることを定めている。

※**教育基本法**（1947年制定，2006年改正）は，憲法の精神を生かし制定されたもの。同時に学校教育法も制定された。

※近年では，**生涯学習・生涯教育**の発想や，循環的な学びであるリカレント教育の理念が強調されている。

③［　　　　　　　　　　］（第 27 条・第 28 条）

A　**勤労権**（第 27 条）

これに基づき公共職業安定所〔ハローワーク〕などが設置されている

B　**労働三権**

［　　　　］権・団体交渉権・団体行動権〔争議権・ストライキ権〕

※具体化のために**労働三法**（**労働組合法**・**労働関係調整法**・［　　　　　　　　　　］）

　などの各種労働法がある。

※公務員の労働三権は，団体行動権を中心に厳しく制限されている。

C　児童酷使の禁止

朝日訴訟

労働組合による交渉

区分 ○:適用あり　△:制限あり　×:適用なし		団結権	団体 交渉権	団体 行動権
民間企業の労働者		○	○	○
国家公務員	行政執行法人職員	○	○	×
	一般職公務員	○	△	×
	警察・自衛隊員など	×	×	×
地方公務員	公営企業職員	○	○	×
	一般職公務員	○	△	×
	警察・消防隊員など	×	×	×

労働三権の範囲と制限

まとめ　国家からの干渉を避ける自由権に対し，社会権は国家に，生活を保障するさまざまな施策を求める権利である。

生存権とは，「健康で文化的な最低限度の生活」を営む権利のことである。

第5講 PART3 確認問題

1 法の下の平等を定めているのは日本国憲法第何条か。

① 第9条　② 第14条
③ 第25条　④ 第65条

2 積極的差別是正措置のことをカタカナで何というか。

① レインボーフラッグ　② ポジティブ＝アクション
③ マイノリティ　④ ヘイトスピーチ

3 自由権のうち，精神の自由にあてはまるのはどれか。

① 罪刑法定主義　② 住居の不可侵
③ 財産権の不可侵　④ 検閲の禁止

4 自由権のうち，身体〔人身〕の自由にあてはまるのはどれか。

① 通信の秘密の不可侵　② 移転の自由
③ 国籍離脱の自由　④ 黙秘権

5 被告人の行為を処罰するには，その行為の前に法律などにより罰則の定めがなければならないとする原則を何というか。

① 遡及処罰の禁止　② 一事不再理の原則
③ 二重処罰の禁止　④ 推定無罪の原則

6 自由権のうち，経済の自由にあてはまるのはどれか。

① 苦役からの自由　② 出版の自由
③ 職業選択の自由　④ 住居の不可侵

7 人間らしい生活を保障する施策を国に要求する権利はどれか。

① 請求権　② 社会権
③ 参政権　④ 平等権

8 生存権について争われ，最高裁判所がプログラム規定説を一部取り入れた解釈を示した訴訟はどれか。

① 朝日訴訟　② 津地鎮祭訴訟
③ 家永訴訟　④ 愛媛玉ぐし料訴訟

9 労働三権のうち，労働者が労働組合をつくることを認めた権利はどれか。

① 団体行動権　② 団体交渉権
③ 団結権　④ 争議権

10 労働三法のうち，労働争議の予防・解決を目的とする法律はどれか。

① 労働基準法　② 労働審判法
③ 労働組合法　④ 労働関係調整法

第 5 講　PART3　確認問題 解答

1 解答：②　すべて国民は，法の下に平等である，と日本国憲法第 14 条に定められている。

①：平和主義について定めている。
③：生存権について定めている。
④：内閣について定めている。

2 解答：②　ポジティブ＝アクション〔積極的差別是正措置〕は，形式的平等ではなく実質的平等を確保するための措置。

①：LGBT 運動を象徴する旗のこと。
③：社会的に少数派と位置付けられる人のこと。
④：差別扇動表現のこと。

3 解答：④　検閲とは，公権力が表現内容をあらかじめ審査し，ふさわしくないと判断した場合に外部への発表をとりやめさせること。

①：身体〔人身〕の自由にあてはまる。
②：身体〔人身〕の自由にあてはまる。
③：経済の自由にあてはまる。

4 解答：④　黙秘権は，自己に不利益な供述を強要されない権利。

①：精神の自由にあてはまる。
②：経済の自由にあてはまる。
③：経済の自由にあてはまる。

5 解答：①　遡及処罰の禁止については，憲法第 39 条に定められている。

②：一度判決が確定した事件については，再び刑事上の責任を問うことはできないという原則。
③：同一の行為を二重に処罰してはならないとする原則。
④：有罪が確定するまでは，被告人は無罪であるとする原則。

6 解答：③　職業選択の自由には，営業の自由・経済的競争の自由も含まれる。

①：身体〔人身〕の自由にあてはまる。
②：精神の自由にあてはまる。
④：身体〔人身〕の自由にあてはまる。

7 解答：②　社会権は「国家による自由」である。

①：国家に積極的な行為を求める権利。
③：主権者である国民が政治に参加する権利。
④：法の下の平等などからなる権利。

8 解答：①　プログラム規定説とは，憲法第 25 条は国政の方針を示したものにすぎず，具体的な施策は国の裁量に委ねられているとする考え方。

②：自由権の政教分離に関する訴訟。
③：教科書検定制度について，表現の自由が争われた訴訟。
④：自由権の政教分離に関する訴訟。

9 **解答：③**

労働三権は，団結権・団体交渉権・団体行動権〔争議権・ストライキ権〕からなる。

①：団体交渉が決裂した場合，労働者がストライキなどを起こすことができる権利。
②：使用者側に対して労働組合が労働条件の交渉などを行うことができる権利。
④：団体行動権のことで，ストライキ権とも呼ばれる。

10 **解答：④**

労働関係調整法では，争議の解決のための斡旋，調停，仲裁などについて規定されている。

①：労働条件の基準について定めた法律。
②：個々の労使間の紛争に対応するための法律。
③：労働組合が争議行為などを行うことを認めた法律。